

大学における障害学生 受け入れの現状 ～2019 調査より

授業編～

殿岡 翼 森澤 裕佳

・今回は2019調査より授業について分析します。なお以下の表中では、断り書きがない時には、「数」は回答大学数、「率」は、全回答数393に占める割合(%)、「前回比」は2017調査での全回答数247校に占め割合(%)と今回の割合との差をポイント(pt)で示しています。

授業での配慮 概要

項目	配慮あり		
	数	率	前回比
授業全体	358	91%	0pt
一般講義	286	73%	1pt
語学授業	159	40%	0pt
体育実技	185	47%	6pt
実験	115	29%	▲1pt
実習	189	48%	4pt
発表	193	49%	0pt
定期試験	247	63%	▲2pt
視覚障害	166	42%	1pt
聴覚障害	204	52%	3pt
肢体障害	219	56%	▲4pt
発達障害	200	51%	3pt

・授業中に何らかの配慮を行う大学は358校で約91%を占めており、大学による授業時の障害学生への配慮の必要性の認知が浸透してきたと言ってよいでしょう。

・体育実技で配慮を行う大学が6ポイント、

実習で配慮を行う大学が4ポイントそれぞれ増えています。一方、一般講義での配慮や定期試験での配慮は、横ばいもしくは若干減ってきています。

・障害別では、聴覚障害学生への支援が52%で半数を超えて3ポイント増加しているのに対し、視覚障害学生への支援が42%でほぼ横ばいとなりました。また、肢体障害学生への支援が前回調査時より4ポイントの減少に転じています。

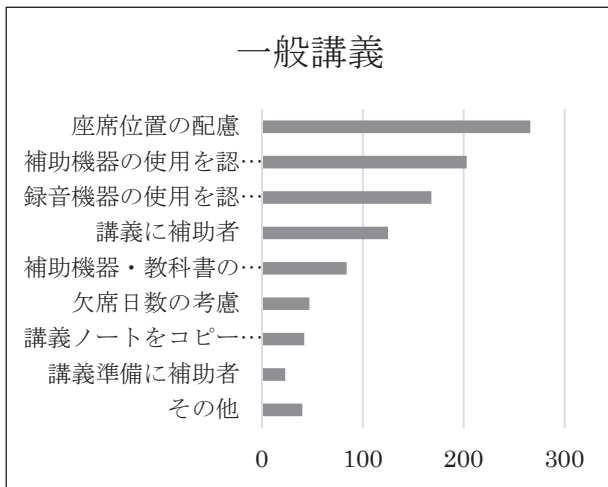
授業全体方針

授業全体 (複数回答可)	配慮あり		
	数	率	前回比
ガイドライン作成し、教員に示す	109	28%	4pt
配慮内容を教員に依頼	279	71%	3pt
障害学生履修状況を教員に通知	232	59%	2pt
教員の配慮状況を把握	106	27%	1pt
その他	22	6%	1pt
具体的方針未定	62	16%	▲2pt

・授業全体についての配慮方針の内容を詳細に見ていくと、「ガイドラインを作成し、教員に示す」大学が109校で4ポイント増え、「配慮内容を教員に依頼」している大学が279校で3ポイント増えています。こうした傾向は、大学全体として配慮していく姿勢がうかがわれる点で評価できます。

・配慮内容を教員に依頼している大学が71%ある一方で「教員の配慮状況を把握」が27%にとどまっており、これが増加していくことで大学と教員が連携することになれば、手厚く学生の支援ができます。

一般講義

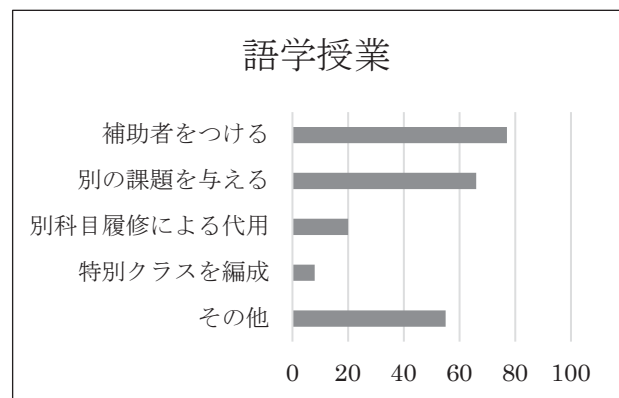


一般講義	配慮あり		
	数	率	前回比
座席位置配慮	266	68%	4pt
補助機器の使用を認める	203	52%	0pt
録音機器の使用を認める	168	43%	2pt
講義に補助者	125	32%	▲2pt
補助機器・教科書の置き場所を確保	84	21%	3pt
欠席日数考慮	47	12%	2pt
講義ノートをコピー渡す	42	11%	3pt
講義準備に補助者	23	6%	▲1pt
その他	40	10%	1pt

・一般講義の配慮を見てみると「補助機器の使用を認める」が52%、「録音機器の使用を認める」が43%でした。パソコンやスマートフォン等、その学生自身が使いやすいものを使用できることが重要です。

・一方「講義に補助者をつける」が32%、「講義の準備に補助者をつける」が6%、「欠席日数を考慮する」が12%で、割合が低い状態です。こうした配慮は、大学が積極的に取り組まなければ実施できないもので、今後の取り組みが期待されます。

語学授業



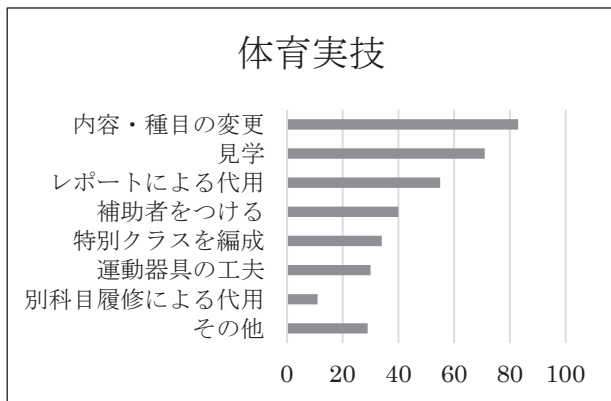
語学授業	配慮あり		
	数	率	前回比
補助者をつける	77	20%	▲4pt
別の課題を与える	66	17%	4pt
別科目履修による代用	20	5%	0pt
特別クラスを編成	8	2%	0pt
その他	55	14%	3pt

・語学の授業では「補助者を付ける」が4ポイント減っており、実習での配慮でも同様の傾向が見られました。

「別の課題を与える」や「別の科目による代用」については、たとえば学生が重度の聴覚障害や場面緘黙などで、語学の授業の履修そのものが大きな負担となる場合には有効な選択肢となりえます。しかし履修が可能な障害学生に対して、補助者の配置や教材の作成等、合理的配慮の不提供の結果であるならば、望ましいことではありません。

・その他の配慮では、「LL 教室で聴覚障害者用のヘッドセットを設置している（愛知学院大学）」「スカイプを使用して別室での講義受講を行う（桜花学園大学）」「声を発することが難しい学生の口頭発表に対して、代替的な方法を認めている（福井大学）」などの事例がありました。

体育実技



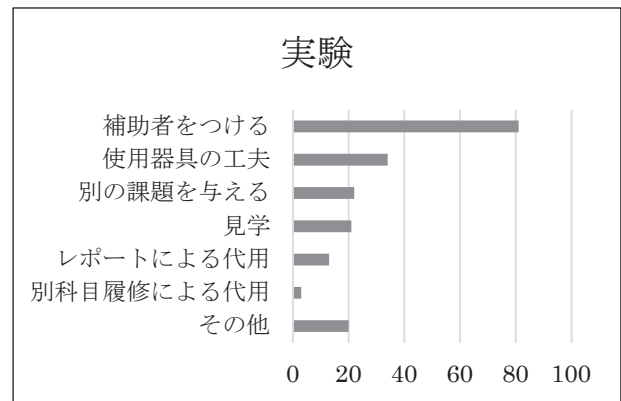
体育実技	配慮あり		
	数	率	前回比
内容・種目の変更	83	21%	5pt
見学	71	18%	3pt
レポートによる代用	55	14%	3pt
補助者をつける	40	10%	1pt
特別クラスを編成	34	9%	2pt
運動器具の工夫	30	8%	1pt
別科目履修による代用	11	3%	1pt
その他	29	7%	▲1pt

・「内容・種目の変更」が5ポイント「見学」が3ポイントずつ増えている一方、「別科目履修による代用」「運動器具の工夫」などは、ほとんど増えていません。

・大学側が初めから「見学」など一方的に履修方法を制限するのではなく、どのような形で配慮を行えば、障害学生本人の希望に沿った受講に取り組めるかが重要です。

・その他の配慮として「アプテッドコースを用意し、8月に集中授業（法政大学）」「障がい者スポーツ専門の教授が赴任。障がいのある人等が受講できる保健体育科目を設置（同志社大学）」などがありました。

実験



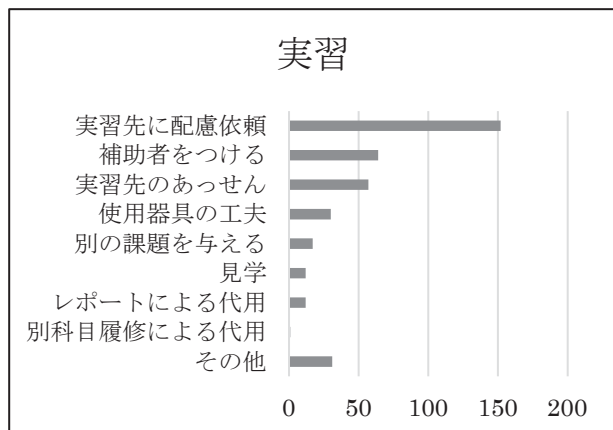
実験	配慮あり		
	数	率	前回比
補助者をつける	81	21%	▲1pt
使用器具の工夫	34	9%	2pt
別の課題を与える	22	6%	1pt
見学	21	5%	0pt
レポートによる代用	13	3%	0pt
別科目履修による代用	3	1%	1pt
その他	20	5%	▲2pt

・実験は、「補助者を付ける」が81校21%で若干減り、「使用器具の工夫」が2ポイント増えています。障害学生は実験の際に人的サポートを必要とすることも多く、補助者の配置が進んでいくことが重要です。

・また実験はグループで行うことも多く、周囲の学生とのコミュニケーションがスムーズになるような配慮も必要でしょう。

・その他の配慮では、「危険な薬品を取り扱う際、あいまいな指示を理解しづらい学生には、できるだけ具体的な指示を出してもらう（酪農学園大学）」「TAを増員し、見守りを強化する（横浜国立大学）」「仲のいい子、しっかりしている子を同じグループにしている。TAに目を配るように伝えている（仁愛大学）」などがありました。

実習



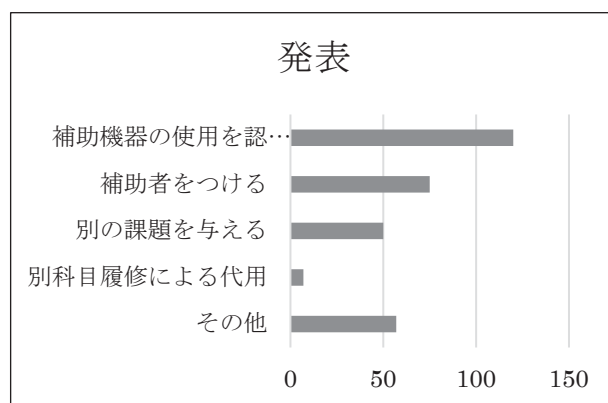
実習	配慮あり		
	数	率	前回比
実習先に配慮依頼	152	39%	10pt
補助者をつける	64	16%	▲2pt
実習先のあっせん	57	15%	3pt
使用器具の工夫	30	8%	2pt
別の課題を与える	17	4%	▲1pt
見学	12	3%	▲1pt
レポートによる代用	12	3%	0pt
別科目履修による代用	1	0%	0pt
その他	31	8%	▲2pt

・実習についてみると「実習先に配慮依頼」が152校で前回の調査より10ポイントと非常に伸びています。これは授業での配慮項目の中でも最も高い伸びとなっており、障害学生の実習参加に対する大学の認知度の高まりと言えます。

・一方で「補助者をつける」は64校で2ポイント減っています。肢体障害の学生の介助者のように学生自身の補助をする場合、医師・看護師・教員のように経験者でなければ補助が難しい場合、聴覚障害学生のための情報保障など課題があります。

・その他の配慮では、「補助者配置にかかる費用の一部補填（日本福祉大学）」などがありました。

発表



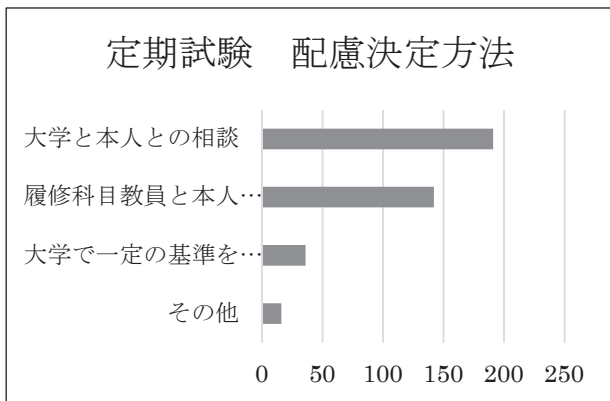
発表	配慮あり		
	数	率	前回比
補助機器の使用を認める	120	31%	3pt
補助者をつける	75	19%	▲3pt
別の課題を与える	50	13%	5pt
別科目履修による代用	7	2%	1pt
その他	57	15%	▲1pt

・「発表」は大学側が授業やゼミなどで、ディスカッション・意見発表・作品発表を行う際に障害学生に必要な配慮を行うかについて尋ねたものです。

・「補助器具の使用を認める」大学が120校で3ポイント増えています。また、「別の課題を与える」も5ポイント増え、「別科目履修による代用」も1ポイント増えています。このことは、障害があっても学生が補助者等の力を借りず「発表」に臨まなくてはならない風潮が大学にあることが感じられます。

・その他の配慮では「全員の前で発表できない場合には、教員が個別に発表を聞く（麗澤大学）」「合成音声等を使用してプレゼンテーションを行う（横浜国立大学）」などがありました。

定期試験



定期試験	配慮あり		
	数	率	前回比
大学と本人との相談	191	49%	1pt
履修科目教員と本人との相談	142	36%	0pt
大学で一定の基準を設ける	36	9%	0pt
その他	16	4%	▲2pt

・大学側が障害学生に定期試験で何らかの配慮を行うと答えた大学は、160校で、内容を細かく見ていくと「大学と本人との相談」が49%、「履修科目教員と本人との相談」が36%というように個別対応が高い率を示しています。

・一方、「大学で一定の基準を設ける」大学は36校9%で、授業での合理的配慮のガイドラインを作成している大学が109校28%と比べて数が少ない状態です。定期試験は障害学生にとって、学業成績の評価に関わる重要なものです。定期試験等の評価の部分の合理的配慮の基準作りが今後の大きな課題となるでしょう。

・定期試験の配慮内容を記述式で聞いています。「試験時間の延長」や「別室受験」に取り組んでいるところが多いです。その他にパソコンやタブレットの使用を認めている大学や、障害による欠席への配慮としてつい試験の実施やレポートでの代用を実施する大学もあります。

新刊『大学案内2020障害者版』 発行しました！



障害のある人の大学入試や授業中の配慮、学生生活のサポート等、知りたいことは、たくさんあるのに、情報が少なくて不安……。

そんな声に応えて「大学案内障害者版」は誕生しました。自らも大学で学んだ経験をもつ障害当事者の手によって編集・発行された、日本で唯一の障害のある受験生のための大学案内です！

受験生、保護者の方、障害のある生徒の進路指導に携わる高等学校・特別支援学校の教職員、必見です！

大学で障害学生支援に取り組んでいる部署の方もぜひご活用ください。皆様にご好評頂き、このたび1996年度版から11回目の発行となりました。

自信を持っておすすめ出来る内容になっています。

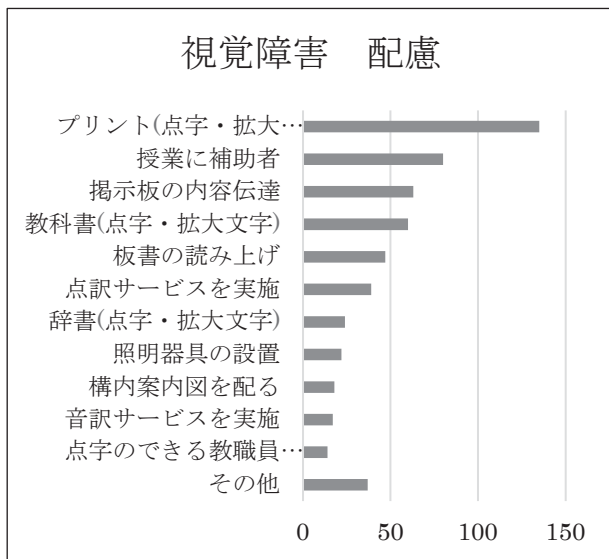
ぜひご購入ください！

当センターのホームページよりご注文いただけます。

定価：6000円、障害学生割引：3000円、会員割引4800円



視覚障害



視覚障害	配慮あり		
	数	率	前回比
プリント(点字・拡大文字)	135	34%	4pt
授業に補助者	80	20%	4pt
掲示板の内容伝達	63	16%	3pt
教科書(点字・拡大文字)	60	15%	▲2pt
板書の読み上げ	47	12%	0pt
点訳サービスを実施	39	10%	1pt
辞書(点字・拡大文字)	24	6%	1pt
照明器具の設置	22	6%	0pt
構内案内図を配る	18	5%	▲1pt
音訳サービスを実施	17	4%	0pt
点字のできる教職員がいる	14	4%	0pt
その他	37	9%	▲3pt

・視覚障害学生への配慮では（本人が希望する形式の）プリント類を準備する大学が135校で4ポイント、「授業に補助者」をつける大学が80校で4ポイント伸びてい

ます。しかし（本人が希望する形式の）教科書を準備」する大学が60校で2ポイント減っています。

・教材の準備や板書の読み上げ等の項目で他の障害学生への支援と比べても実施している大学が少なく、受講に必須の支援がまだ十分行われていないことがうかがわれます。

・その他の配慮では「レポート作成時の文献検索や、図書館での図書検索、レポートのレイアウト調整の補助など（京都文教大学）」「色覚多様性の学生について、蛍光チョークを使用したり、配色の工夫をしたりなどの配慮をしている（青森公立大学）」などがありました。

視覚障害 支援者	点訳	資料拡大	音訳	授業補助
大学教職員	38	132	28	42
学内サークル	5	1	3	4
一般学生	12	16	24	53
外部団体	36	2	4	2
学外の個人	5	2	3	5
その他	10	7	14	14

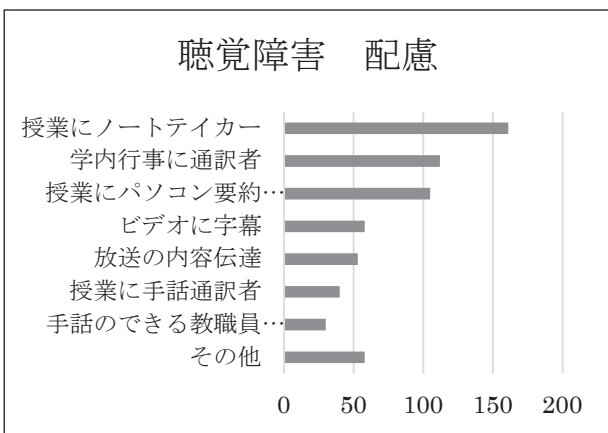
視覚障害 コーディネーター	点訳	資料拡大	音訳	授業補助
大学	65	123	56	84
学内サークル	2	1	1	2
外部団体	4	0	0	0
障害学生本人	31	29	28	22
その他	3	3	5	1

・支援者、コーディネーターについて見ていきます。点訳や手話、介助などの支援に関して、誰が具体的支援を行い、それを誰がコーディネーターしているかという点に着

目して統計を取っています。

・視覚障害では、点訳は外部団体、資料拡大については大学教職員、授業補助は一般学生が主に支援しています。またコーディネートでは大学がどの項目でも最も多く、「障害学生本人」がこれに続いています。

聴覚障害



聴覚障害	配慮あり		
	数	率	前回比
授業にノートテイカー	161	41%	0pt
学内行事に通訳者	112	28%	▲2pt
授業にパソコン要約筆記者	105	27%	▲1pt
ビデオに字幕	58	15%	0pt
放送の内容伝達	53	13%	1pt
授業に手話通訳者	40	10%	▲1pt
手話のできる教職員がいる	30	8%	0pt
その他	58	15%	1pt

・聴覚障害では、手話通訳、ノートテイク、パソコン要約筆記ともに実施する大学がほとんど変化していません。また、学内行事に通訳者をつける大学も若干減ってきています。

・その他の配慮では、「学生に携帯端末とポケット Wifi を貸し出し、『UD トーク』という音声認識ソフトを使用して、授業支援を行った実績がある（実践女子大学）」「ビデオ・DVD の文字おこし ノートテイカー・パソコンテイカーが手配できず本人が希望する場合は、講義内容を録音して後日文字起こしした原稿を渡している（聖路加国際大学）」などがありました。

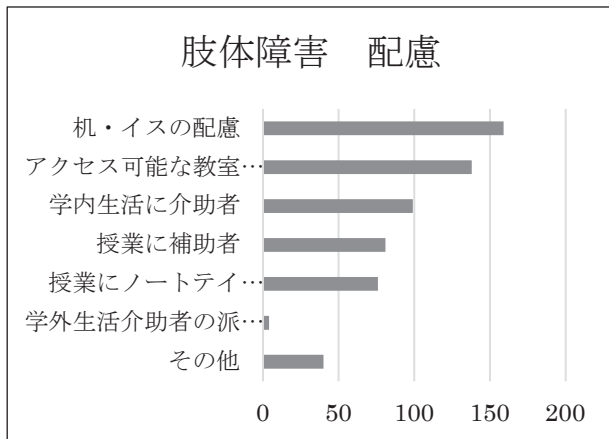
聴覚障害補助者	手話通訳	パソコン要約筆記	ノートテイク
大学教職員	16	23	28
学内サークル	11	15	21
一般学生	11	69	121
外部団体	69	20	21
学外の個人	15	14	15
その他	7	10	13

聴覚障害コーディネート	手話通訳	パソコン要約筆記	ノートテイク
大学	85	100	148
学内サークル	1	5	8
外部団体	9	3	5
障害学生本人	25	22	26
その他	4	3	5

・聴覚障害の補助者は、手話通訳は外部団体が多く、パソコン要約筆記やノートテイクでは一般学生が補助者を担っている状況が見えてきています。

・他の障害に比べて「学内サークル」が障害学生支援を担っているまたはコーディネートしている割合が多いのも聴覚障害の特徴になります。

肢体障害



肢体障害	配慮あり		
	数	率	前回比
机・イスの配慮	159	40%	▲1pt
アクセス可能な教室に変更	138	35%	▲2pt
学内生活に介助者	99	25%	2pt
授業に補助者	81	21%	3pt
授業にノートテイカー(上肢障害)	76	19%	0pt
学外生活介助者の派遣(大学から)	4	1%	0pt
その他	40	10%	▲3pt

・肢体障害の支援ありが4ポイント減少している中で、「授業に補助者をつける」が81校で3ポイント、「学内の生活に介助者をつける」が99校で2ポイント増えていることが評価できます。

・一方「上肢障害の学生にノートテイクをつける」が増加しておらず、聴覚障害に比べてもその必要性が認識されていない現状がうかがわれます。

・その他の配慮では「教職員用エレベーター利用の許可 緊急時に安全に避難できる

ように職員の専用補助者がいる。避難訓練を通して、当該学生と補助者も訓練し備えている（盛岡大学）」「教科書のデータ化、レジュメをデジタルデータで配付、座席配慮、モバイルセキュリティサービス導入、評価手段・方法の変更、室温調整、提出課題の期限延長（成蹊大学）」などがありました。

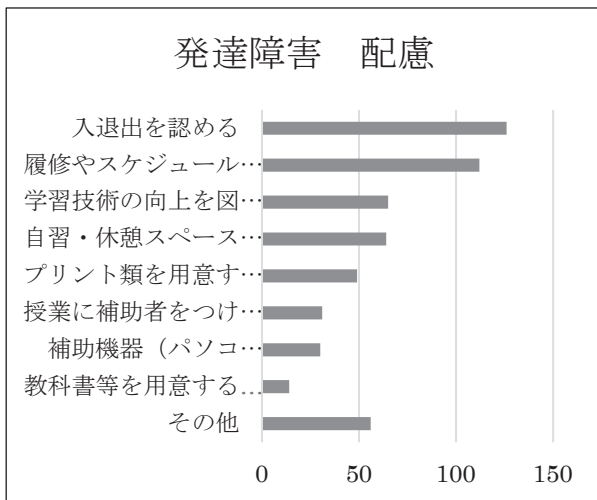
肢体障害 補助者	授業補助	介助
大学教職員	32	53
学内サークル	10	7
一般学生	88	60
外部団体	5	20
学外の個人	12	20
その他	15	21

肢体障害 コーディネート	授業補助	介助
大学	105	80
学内サークル	2	4
外部団体	0	2
障害学生本人	35	57
その他	9	13

・授業補助、介助ともに一般学生が担い手の中心となっていることが分かります。

・障害学生本人がコーディネートを行う場合、その学生が希望する支援内容を反映しやすいという利点があります。ただ、支援先を探したり支援内容を調整するなどが障害学生にとって負担なることもあります。基本的には大学がコーディネートを行う環境が整っていくことが重要です。

発達障害



発達障害	配慮あり		
	数	率	前回比
入退出を認める	126	32%	3pt
履修やスケジュールの管理を行う(定期試験の日程・課題レポート・休講情報等)	112	28%	2pt
学習技術の向上を図るための支援を行う	65	17%	3pt
自習・休憩スペースを用意	64	16%	▲1pt
プリント類を用意する(電子データ・拡大文字等)	49	12%	0pt
授業に補助者をつける(授業内容を分かりやすく伝える等)	31	8%	0pt
補助機器(パソコン・iPad等)を用意する	30	8%	1pt
教科書等を用意する(電子データ・拡大文字等)	14	4%	0pt
その他	56	14%	0pt

・発達障害では「入退出を認める」、「学習技術の向上を図るための支援を行う」大学がそれぞれ3ポイントと最も高い伸びを示しています。

・一方「自習や休憩スペースを設ける」「授業に補助者をつける」「プリント類を用意する」「教科書等を用意する」はそれぞれ横ばいでした。

・その他の配慮では「板書のスマホでの撮影、授業のICレコーダーで録音を認めた。グループ討論では、無理に活動に参加させないように教員が指導・助言する。グループ討論の発言の代替措置として、簡単なレポートを課すこともある。発表のスケジュールを事前に伝え発表の意思を確認し、研究室等で1対1の発表を行う(代替措置としてレポートを課す)。特別修学サポートルームで発表の事前リハーサルを行う(新潟大学)」「可能な範囲での別室受講許可、講義中および定期試験におけるヘッドホンやイヤホンの使用許可、講義中の板書等の撮影許可、課題提出期限への猶予(名桜大学)」などがありました。

◆ お知らせ

2020年7月1日より「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査2020」を実施いたします。また、調査結果をまとめた『大学案内2021障害者版』は2021年1月30日の発行を予定しております。